

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館と  
兵庫県豊岡市との学术交流及び協力に関する基本協定書

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館（以下「甲」という。）と兵庫県豊岡市（以下「乙」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が設置する日本・モンゴル民族博物館が相互に連携を図り、交流・協力を推進することにより、学術研究、教育活動及び地域社会の発展に資することを目的とする。

（学术交流・協力事項）

第2条 本協定による学术交流及び協力事項は、次のとおりとする。

- （1）研究活動に関すること。
- （2）教育活動に関すること。
- （3）研究交流及び人材交流に関すること。
- （4）施設及び設備の相互利用に関すること。
- （5）その他本協定の目的のために甲乙双方が必要と認める活動に関すること。

（本協定の有効期間等）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。

- 2 本協定の有効期間満了の日の3月前までに、甲または乙から書面による特段の申し出がない場合は、本協定を3年間更新するものとし、以後同様とする。
- 3 本協定を改定または解除するときは、双方協議のうえ行うものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- 2 本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 6 年 9 月 1 日

甲 大阪府吹田市千里万博公園10番1号  
大学共同利用機関法人人間文化研究機構  
国立民族学博物館長 吉田 憲 司

乙 兵庫県豊岡市中央町2番4号  
豊岡市長 関 貫 久仁郎